

保 健 福 祉 委 員 会 記 録 (No. 30)

1 日 時 令和6年6月27日(木)
午前10時08分 開会
午後 0時09分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(10人)

委 員 長	村 上 直 樹	副 委 員 長	小 宮 けい子
委 員	日 野 雄 二	委 員	鷹 木 研一郎
委 員	金 子 秀 一	委 員	山 本 眞智子
委 員	白 石 一 裕	委 員	伊 藤 淳 一
委 員	荒 川 徹	委 員	井 上 しんご

4 欠席委員(0人)

5 出席説明員

保健福祉局長	武 藤 朋 美	総合保健福祉センター担当理事	古 賀 佐代子
地域共生社会推進部長	中原田 香 織	地域福祉推進課長	田 津 真 一
認知症支援・介護予防課長	仲 山 智 恵	保 護 課 長	大 久 伸 治
長寿社会対策課長	徳 永 晶 子	介護保険課長	齋 藤 渉
介護サービス担当課長	日 高 里 恵	先進的介護システム推進室長	塩 塚 博 志
先進的介護システム推進室次長	馬 場 宗一郎	健康医療部長	白 石 慎 一
新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	金 子 直 哉	保健所担当部長	平 井 智 久
地域リハビリテーション推進課長	宮 永 敬 市	子ども家庭局長	小笠原 圭 子
子ども家庭部長	右 田 圭 子	総務企画課長	井 上 智 史
こども施設企画課長	鈴 木 修	外 関 係 職 員	

6 事務局職員

委員会担当係長 梅 林 莉 果 書 記 森 浩 次

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第190号 生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	いきいき長寿プランについて	保健福祉局から別添資料のとおり説明を受けた。
3	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。
4	特定施設入居者生活介護（未来型介護モデル施設）に係る実施事業者公募の実施について	保健福祉局から別添資料のとおり報告を受けた。
5	介護実習・普及センター等の再編・機能強化について	

8 会議の経過

（陳情第190号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。）

○委員長（村上直樹君） それでは、開会いたします。

本日は、陳情の審査及び所管事務の調査を行った後、保健福祉局から2件報告を受けます。
初めに、陳情の審査を行います。

陳情第190号、生活保護利用者及び低所得者へのエアコン設置・修理費、電気代助成等を求める陳情についてを議題といたします。

本件について当局の説明を求めます。保護課長。

○保護課長 それでは、陳情第190号につきまして、当局の考え方を御説明いたします。

生活保護制度は法定受託事務でございます。関係法令をはじめとし、国の定める通知等に基づきまして運用することとされております。生活保護費の基準額につきましても、厚生労働大臣が定めることとなっております。

生活保護制度では、日常生活に必要な生活用品は、生活保護を受給されている方が保護費のやりくりによって計画的に購入することが原則でございます。ただし、新たに保護を開始する際や災害などで最低生活に必要な炊事用具や食器等の家具、じゅう器の持ち合わせがないな

ど、一定の要件を満たす場合に臨時的経費として保護費を支給できることとされております。

こうした制度的な枠組みの下、エアコンなどの冷房器具の購入費につきましては、高齢者や障害のある方など、熱中症予防が特に必要な方がいる世帯で、初めて夏季を迎えるに当たりまして、持ち合わせがない場合に限って、臨時的経費として支給できることとされております。日常生活に係る光熱水費につきましても、経常的経費として通常支給されている保護費で賄うこととされており、エアコン電気代を保護費に上乗せする仕組みは設けられておりません。

しかしながら、地球温暖化が進み、熱中症リスクがますます高まることが懸念される状況の中、熱中症対策のさらなる取組が必要であると認識しております。北九州市としても、エアコン購入・設置費用を初めて到来する熱中症予防が必要となる時期としている要件を廃止するよう、大都市生活保護主管課長会議を通じて国に要望しているところでございます。また、夏季のエアコン使用に係る電気料金相当分の給付につきましても、全国市長会を通じて国に要望しているところでございます。

一方、低所得世帯に対しましては、生活困窮の相談が区役所にあった場合、家計相談など、生活困窮者自立支援事業における相談や支援を行っているところでございます。また、いわゆる低所得者向けの給付金や定額減税は、全国一律の仕組みによってこれまで実施されてきているところであります。

生活保護世帯に対する熱中症予防に必要な施策は、国において考慮されるべきものと考えておりまして、北九州市独自のエアコン購入・設置費用や電気代助成に係る制度創設を行うには財源の手当てが必要になるため、困難と考えております。

今後とも、全国市長会等を通じて、他の政令市等と連携しながら、熱中症対策の充実について、国へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。

質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） それでは、この件について、日常生活に必要な生活用品は受給者が保護費のやりくりによって計画的に購入することが原則となっているという説明でしたよね。今、これだけ物価がどんどん上がって、保護費がそれに見合っていないということで、生活保護を受給されている方の多くが大変苦慮していると聞きます。こんな状況ですから、計画的にやりくりをするっていうのが本当に難しくなっていると思うんですよ。保護費の基準の見直しというのは、適切に物価上昇に見合った形でされているのかどうかというのをまずお尋ねしたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 生活保護費の水準につきましてお尋ねがございました。

これにつきましては、国が5年に一度、生活保護費の基準を見直して、改定をするという形

になっております。直近で言いますと、令和5年10月から新しい基準がスタートしております。これは、平成30年の基準改定の5年後ということで、令和5年10月から見直しになっているわけですが、現下の物価高騰について、国としてもその経過を見ないといけないということで、通常は5年に一度の見直しですが、今回は令和5年と令和6年の2か年という形で時限的に基準の見直しをして、令和7年度以降につきましては、改めて今年度中に基準の見直しをするということで運用しております。

こういった形で、国の生活保護の部会等で内容等を審査した上で、基準を決定するという形になってまいりますので、令和7年度以降につきましては、国からどういった基準が示されるのかというのを市としても注視しているというような状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 間に合うんですか。今これだけ物価が上がっている中で、令和7年度って来年度でしょ。皆さんは今困っているわけですよね。国が急いで必要な改定を行うということは当然要求していかないといけないと思いますが、やはり生活保護を所管している本市として、国には強く要望しながら、市としても適切な対応をやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 重ねてになりますけれども、生活保護制度は法定受託事務ということで、基準につきましても厚生労働大臣が定めるということになっております。こういった形で一律に運用されているという制度でございますので、令和7年度の改定につきまして、状況を注視しているという状況でございます。

ただ、大都市民生主管局長会議でも国に提案しているんですけども、生活扶助や住宅扶助の基準、こういったものについては、大都市など地域の生活実態を踏まえたものとなるようにということで、国に提案をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 国への要望はとにかくしていかないといけないですが、現に今、この時点で困っているわけでしょ。ですから、生活保護の仕組みや制度そのものを市として変えることはできないということはもちろん分かりますけど、例えば本会議で高橋議員が東京都墨田区の例も挙げて、いわゆる独自の上乘せというか、横出しというか、こういう対応をしているということも紹介しておりますけど、要望しているわけですから必要性は感じていると思うんですが、本市として本当に必要であるということであれば、やはり独自の努力をする必要があるんじゃないかと思うんですけど、その辺の取組はどうでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 東京都墨田区では、国の重点支援給付金を活用して、生活保護世帯や住民税非課税世帯に対して、エアコン購入費等の助成をするといった取組をされているという話は承知

しております。国の重点支援給付金の使い道については、事業者の支援であったり、市民の生活の支援であったりといったところで活用していると承知しております。今新たに生活保護世帯の方、あるいは生活保護世帯に準ずる低所得世帯の方に対して給付をするには、財源の手当てという話になってまいりますけれども、なかなか難しい部分があると考えておまして、現時点で市として独自の対策を講じるということは考えていないということでございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 財源問題があるわけですが、保健福祉局として財政当局に協議なり、相談なり、問題提起なりはされたんでしょうか。

○**委員長（村上直樹君）** 保護課長。

○**保護課長** 生活保護制度については、法定受託事務ということで、実施の細部にわたりますして国から通知等も出ております。さらには、基準についても国から示されていますので、改めて財政当局に財源の手当てということで協議を申し入れたということはございません。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 生活保護制度の枠の外の問題を今お尋ねしたんです。いわゆる東京都墨田区のような。財源が違うわけですね。本市の生活保護制度の中でのことじゃなくて、そういう特別の財政措置が講じられないのかという相談はされたんでしょうかということです。

○**委員長（村上直樹君）** 保護課長。

○**保護課長** 今お尋ねの質問については、財政当局に協議を申し入れたということはございません。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** これだけの物価高騰で、生活保護世帯だけじゃなくて、いわゆる所得の低い世帯はどこも困っていますよね。だから、そういう中で、民生の安定というか、保健福祉局が担っているそういう非常に大きな仕事をやっているとしたら、必要な財源をしっかりと求めていくと。これは生活保護だけじゃないですよ。そういう立場で局として臨んでいく必要があるんじゃないでしょうか。生活保護行政の枠の外の話をお尋ねしているので、保護課の所管だけではないと思いますが。

○**委員長（村上直樹君）** 地域福祉推進課長。

○**地域福祉推進課長** 低所得、生活保護に至る前のいわゆる生活困窮者に対する支援につきましては、生活困窮者自立支援事業ということで、家計であるとか、住まいであるとか、就労であるとか、様々な支援策は講じております。

今委員がおっしゃったような財源措置につきましては、先ほど保護課長が答弁いたしましたように、財政当局とはこれまで協議等はしておりませんが、国の動きであるとか、他の政令市

の動きであるとか、そういったところに今後も注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 国の動きとか他都市の動きを注視することは当然必要ですが、今皆さんが注視しないといけないのは市民の生活でしょ。いかにこの物価高で市民が苦しんでいるかということにしっかり着目して、そこに必要な手を打っていくというのが皆さんの仕事じゃないですかね。6月の議会は終わりましたが、そういう点では関連する予算が全く示されていなかったというのは、私たちは非常に問題だと思っていますし、これからもきちんとそういう立場で財政当局とも協議して、必要な対策を取っていくべきだと思います。

これは私の意見として申し上げておきたいと思うんですが、口頭陳情等でもありましたが、エアコンの設置が必要な生活保護世帯で、例えば介護が必要だとか、あるいは身体的な条件で、少なくともこの世帯はエアコン設置が必要だけど、エアコンがない世帯ってというのは把握されていますか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 具体的な数字として把握しているものはございませんけれども、ケースワーカーがそれぞれの世帯の実情は当然把握しておりますので、エアコンが必要で、現状エアコンがついていない方については、生活福祉資金の貸付制度、こういったものを御案内して、家計管理などの支援をしながら、エアコン設置について助言等をしている状況でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） そういう取組をされていることは知っていますが、全体としてそういうリスクの高い世帯でエアコンがないというところについては、むしろ相談を受けたときに対応するというんじゃなくて、ちゃんと把握すべきだと思うんですよ。それでどういうことが今必要なのかということも考えていかないと。相談があれば対応しますというのはもう前からやっているわけですから、もう夏場が近づいていますので、その辺りを具体的な取組として直ちに調査をして、どういう状況かということ把握すべきだと思いますが、これについてはどうでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 熱中症対策につきましては、生活保護を新規に開始された世帯については、生活保護のしおりを漏れなく御説明するという中で、このエアコンの支給要件等についても説明をしているという状況でございます。とはいえ、やはり高齢者であったり、障害のある方であったり、なかなか説明について十分に御理解いただけない方もいらっしゃるということも承知しております。ケースワーカーは、そういったお一人お一人の属性といったことも踏まえて対応しております。熱中症対策については国からも声かけ、呼びかけをするようにという事務連

絡等も発出されておりますので、今回、速やかに福祉事務所にも、リスクの高い方については熱中症予防の取組を進めるように、声かけをするようにという形で通知をしております。

こういったことで、日々の生活の中で、ケースワーカーが御家庭の状況を十分承知しておりますし、援助方針等で御本人の病状であったり、障害であったりといったところを把握する中で、どんな支援が必要かといったところもきちんと確認して、方針等も定めて支援をしているという状況でございます。漏れがないようにと委員からお話ございましたので、改めてこういった声をいただいているということ、各区役所にはきちんと伝達した上で、確認等を行うように指導したいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） やはりリスクに対しての対応策を考えていく上で、全体としてどういう状況なのかというのはしっかり把握する必要があると思います。ですから、今生活保護を受けていらっしゃる世帯で、リスクがあって、エアコンがついていないと、あるいはもうエアコンが古くなって、非常に性能が落ちているとかということも含めて、緊急に、正確に把握することが必要だと思いますので、徹底していただきたい。ぜひその結果を公表していただきたいと思いますがどうでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 生活保護世帯のエアコンの保有状況であったりとか、どういうリスクがある方がいらっしゃるのかということ調査してほしいというお話でございますので、これについては、本庁の保護課から区役所に照会等を出して調査を実施するという形で進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） では、しっかりやってください。というのは、国に要望しているわけですよ。現状も把握していないと説得力がないですよ。そういう意味で、直ちに調査し、把握すべきだということを私は意見として申し上げておきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 関連するような質問ですけれども、最近、熱中症にかかる人の43%くらいが屋内で熱中症を発症しているというようなニュースに衝撃を受けました。先ほど東京都の例を荒川委員が出されたんですけども、東京都でもそういった状況を調べているんですね。私も調べたんですけども、東京都監察医務院の調査で、屋内の熱中症死亡者のうち約9割がエアコンを使っていなかったというような報告を見ました。これは、東京都監察医務院の令和2年夏の熱中症死亡者数の状況ということで、東京23区の速報値を出されているんですけども、その9割くらいがエアコンを使っていなかったということで、その中身は、設置しているけども使用していないというのが54.6%、設置していないが35.3%といった現状なんですね。北九州市でも大きな差はないと思うんですけども、そういった意味でも、先ほど荒川委員が言ったよ

うな調査はぜひやっていただきたいんですけども、話を聞いていると、我々の想像以上に進むこの異常気象への対応が行政はできていないんじゃないか、危機意識がないんじゃないかという、そういったことを今感じているんですけど、その点はいかがですか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 熱中症対策につきましては、環境局からも新たな国の法律の施行に基づいて全庁的に取り組むという話があり、その中で、保健福祉局としても様々な取組をしているということでございます。当然熱中症予防についてはしっかり取り組むようにということで、厚生労働省からも事務連絡が発出されております。その中で、国が作成したチラシを活用して、それぞれリスクのある高齢者の世帯であったり、障害のある方の世帯、子供さんがいる世帯など、こういったところについては、委員が先ほどお話しされたように、90%の方がエアコンを使用していなかったというふうな統計、これもチラシに書いてありますけれども、予防方法としてどういうことができるのかというところ、例えばエアコン、扇風機の上手な使用だけではなくて、部屋の風通しをよくするとか、シャワーやタオルで体を冷やす、また、涼しい場所の利用であったりということで、ケースワーカーから生活保護を受けていらっしゃる方にきちんと助言、指導するという形で徹底するようにと事務連絡も出ておりますので、この点についてはしっかり取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 北九州市は高齢者が多くて、独居の人も多いわけですけども、この熱中症の発生する時間帯というのは、夜中、深夜から明け方にかけてが多いという報告もありますよね。そういった意味では、個々の手当てをしっかりとっておかないと、重症化している人が増える、あるいは亡くなられる方が増えるといった傾向が増えていくのではないかと。冒頭に言いましたように、我々の想像以上に異常気象、熱帯化というのは進んでいるわけですよ。だから、そこに対する危機意識というか、認識を改め直さないといけないんじゃないかと思うんですよ。今までのような国に求めているとかというようなスタンスではなくて、やっぱり現状をしっかりと調べて、市でやれるところはしっかり予算を取ってやらないと。何かしようとするばお金がかかるんですから、その予算をしっかりと取っていくということを保健福祉局がしっかりやらないと、ほかの局もやらないんですから、私は本当に保健福祉局の出番だと思いますよ。

国の動向を注視するなんて言われましたけど、私はあなたたちが国の動向を注視するなんて言ってもあまり信用していないんですよ。今までそんなことはなかったんですけど、話が外れるかもしれないけど、本会議で私は学校体育館の質問をしたんですよ。避難所と指定されたところへの空調の設置です。国は通達も出して進めろと言っているんです。助成金も出して、助成の割合も3分の1から2分の1に増やしているんです。国は進めろと言っている、まさしくそれが今の国の動向ですよ。教育長は本会議で何と言ったか、お金がないからやりませんのー

言です。皆さんも覚えておられると思いますけど。そういった意味で、国が動こうとしても動かないというのがあるんですよ。災害とか、こういった異常気象に対してまさしく危機意識がないんです。それをお金がないと切り捨てる。こんなことがあっていいと思わないんですよ、これはほかの話ですけど。

そういった意味で、今こそ私は保健福祉局の出番だと思います。期待していますので、国の動向を待つなんて言わずにやっつけていかないと亡くなる方が増えていきますよ、間違いないですよ。もう沸騰化の時代って言われているんですよ。今それくらい暑くなってきているわけですから。そういった意味で大いに期待していますので、現状を把握していただいて、具体的な手当てをしていくということをぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 今意見がありましたように、私もこの陳情書を読んだときに、そもそも生活保護受給者の方で、クーラーがついていない世帯ってというのはどのくらいあるのかなってというのが一番の疑問でありました。今課長からケースワーカーが把握されているっていう話がありましたけれども、ケースワーカーが家庭訪問してくださっているわけですよ。その中で大まかな数は把握できるんじゃないかと思うんですが、肌感でどのくらいの方にクーラーがついていないのかっていうのは分かりませんか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 申し訳ございません。エアコンの保有状況、設置状況については聴取等を実施していないということで、現状、数値等は持ち合わせていない状況です。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 私は実際に生活保護受給者の方から、市営住宅で水漏れして、そこにクーラーがついていたんだけど、使えなくなったっていう相談をいただいたので、すぐ保護課に相談しなさいって言ったら、保護課の方は丁寧に対応してくださったんですよ。よかったじゃない、クーラーをつけるようになったのって聞いたら、もう一部屋にクーラーがついていたんですよ。それで、もう一つクーラーがあるので、そのクーラーで大丈夫ですかってケースワーカーに言われて、このクーラーがついているので頑張りますっていうような話だったんです。実際に対応はきちっとしてくださっている中で、個々のケースで違うわけですから、猛暑を迎えるに当たって、その辺をきちっとやっていただけたらありがたいし、やはりクーラーがついているかどうかっていうのは把握していただきたいなって思っております。

今クーラーも節電機能がついているので、昔と違って、かなり電気代が安くなっています。やりくりをしてって言いますが、日常生活に追われて、やりくりがなかなかできないんですよ。そういう中で、大きな買物をするときのお金がないわけですよ。だから、そういうのを生活保護法で貸付けみたいにはできないんですかね。それは特別な事例でやっていらっしゃるのかどうか分かりませんが、買うときには安くても10万円とかします。それを貸し付けて、

あとで生活保護費からお返しするなんていうことはやっていらっしゃるんですかね。特別な制度があるとか、生活保護の中でやっているとか。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 今委員からお話のあった貸付けの件ですけれども、福岡県社会福祉協議会に、生活福祉資金の貸付けということで、生活保護を受給されている方も利用できる貸付制度がございまして、本市でも、生活保護受給者でその生活福祉資金の貸付けを実際に利用された方の件数が、令和5年度は22件ほどあったと聞いております。

冷房器具の購入の話ですけれども、先ほど生活保護開始時に持ち合わせがなくてとか、災害で持ち合わせがなくなってという話の中で、一定の要件の中で認められれば、特別な経費として支給することができますけれども、これはあくまでも経常的な経費で、基本的には保護費のやりくりで対応していただく中で、緊急的な対応という形で国は慎重に検討して平成30年度に制度を創設したと承知しております。

先ほど荒川委員からもありましたけれども、夏場を迎え、御家庭の状況を見て、やはりエアコンの設置がどうしても必要ということであれば、この生活福祉資金の貸付制度の御案内についてはしっかり取り組んでまいりたいと思います。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けは、右から左というような感じじゃなくてかなりハードルが高いですよ。私たちもそれを紹介するんですけれども、なかなか22件っていうのが多いのか少ないのか、私は少ないと思うんですけれども、返す見込みがない、働いていないと貸付けできないみたいな要件がついていて、ハードルが高いなとも思っているんですが、もうちょっと、さっき言ったような形で寄り添っていただけたらありがたいかなと思いますので、それを要望して終わります。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○委員（金子秀一君） 今荒川委員から調査の件がありましたけど、国に要望するのであれば、調査があったほうがいいなと思うのと、恐らく全国市長会とか、指定都市市長会とかでも、国に要望されるのであれば、他都市も巻き込んでこういった実態だということを国に示したほうがいいのかと思ってしますので、そうした旗振り役もぜひ北九州市にさせていただきたいというのが1点。

もう1点は、与党党首会談、岸田総理と山口代表の会談で、25日に、酷暑を迎えるこの夏を踏まえて、電気、ガス、ガソリンの補助を3か月継続の方針という新聞記事も載っておりました。こういった動向もしっかり見ながら、もし決まれば速やかに進めていただくようお願いができませんかと思います。

あともう1点が、昨日の九州電力の株主総会で、社長から電気代対策よりもエアコンの買換えを進めていただいたほうが省エネが進むという発言がありました。九州電力の社長がそのよ

うにおっしゃる背景には、やはりエアコンを買い換えることで、先ほど山本委員もおっしゃいましたけど、電気代を抑えられるということが背景にあるのであれば、そうしたことも踏まえて、国に要望していただいたほうがいいのではないかなと思いました。要望とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。井上委員。

○委員（井上しんご君） それでは、お伺いします。

先ほども口頭陳情の方の話にあったように、現状では寒さ対策よりも暑さ対策が問題になっていると思っています。以前は非常に寒い時期もいっぱいあって、むしろ寒さがゆえに凍死とか、そういったリスクもあったと思うんですけども、最近では熱中症アラートとか、むしろマスコミとか政府においても、いかに暑さ対策をするのかという、そこが危険だということが今啓発されていると思います。寒さということ言えば、凍結警報が冬に1回か2回あるかなっていうくらいな感じだと思っています。

そうした中で、国としても、一定の条件の下ですけれども、2018年に上限5.4万円でエアコン設置を家具什器費で認めるようになったりとか、また、2023年4月には、上限を引き上げて6.2万円にしたと言われております。

そうした中で、国に対する要望等で国のほうもそういった現状を理解しているということだと思うんですけども、先ほど答弁にあったように、国の制度ですから、実態に合わせた制度設計をやってもらうように引き続き国に要望しているし、これからも要望していきたいというお話でありました。

そこで、お伺いいたします。話をお伺いしたら、基本的にこの陳情の趣旨であるとか、先ほどの口頭陳情の方の話の問題意識というところを行政も共有しているのかなと感じました。例えばここにあるように、家具什器費の一定の条件、災害とか、DV等で避難する場合とか、そういった場合には認められているということですけど、この要件の緩和であるとか、上限の引上げであるとか、また、陳情にありますように、今は冬季加算があって寒さ対策ということがメインの制度でありますけど、これからはむしろ夏季加算というか、夏場のエアコン代等の負担が非常に重たいということで、電気代もかなり高騰していますので、こういった夏季加算についても、市として問題意識を共有して、これからも国に要望をされていくということについて見解を聞かせてください。

2点目は、自分が議員になった20年前とかは、当初言われていたようにエアコンはぜいたく品という形で、そういった議論の中で、今はエアコンはぜいたく品というよりも必需品という形に認識が変わってきていると思っています。

同時に、民間でも、大家とか不動産会社でもエアコンがない家って基本、貸せないんですよ。自分の知っている不動産会社とかに行っても、まず家を探してくれといったら必ずエアコンつきの家というか、貸す気はないけども、本当に2万円とかで安くいいからどうしてもと

いう場合で、そういう安いから現状貸しというケースはあるようではございますけれども、通常ワンルームで、家賃3万円前後等でもエアコンは設置が当たり前になっております。

先ほどの口頭陳情の方の話の中で、現状、エアコンを設置していないハイリスクの方の家についてはまだ把握していない、これから調査されるということで、ぜひしてほしいと思うんですけども、自分が相談で御自宅にお伺いした場合、エアコンがない家ってあまりないんですよね。設置されているケースがほとんどです。一軒だけエアコンがない家があって、そこはその方が、いや、もう必要ないという意味もあって設置していないというケースだったんですけども、これが本当にたくさんあるのか。個別に対応すればほとんど全ての生活保護を受けている方にエアコンを設置するのかということについてはしっかりとそこも把握してほしいなと思うんですよ。

それと、本来生活保護の方が自腹で払ってエアコンを設置するというのは、ちょっとおかしいのかなと思うんですよ。大家の責任というか、不動産会社がそういった手当てをするというのがスタンダードになってきていると思うんですよ。ですから、国の生活保護制度の変更とかもぜひ要望してほしいと思うんですけども、現状の制度の中でも、例えば不動産会社にちゃんとと言うとか、場合によってはエアコンの設置がない家にお住まいの方で、どうしても家主がエアコンをつけないといったケースについては転居を認める、転居費用を支出できる、そういった条件に当てはめるなどの対応をして、エアコンがある最低限の生活が保障できる家に引っ越しをする、促すということはできるんじゃないかと思うんですけども、この点について見解を聞かせてください。以上、2点です。

○委員長（村上直樹君） 保護課長。

○保護課長 冬季加算と同じように、夏の熱中症対策に向けて夏季加算というのを創設してはどうかという御質問が1点目だったと思います。

それで、全国市長会でも、やはり熱中症対策ということもあって、夏季加算、夏季の冷房器具の使用に当たって電気代が増えるため、割増し経費の部分を手当てすべきではないかということで、この提言を取りまとめて、国に要望しているところでございます。

2点目の不動産の物件にエアコンをつける、ついていないときには転居をという形で指導できないかということだったと思いますけれども、物件にエアコンをつける、つけないは、あくまで貸主側の判断ということになるかと思っておりますので、要望するということはたな子である、例えば生活保護を受給されている方から相談するとか、要望するということは当然あっていいんじゃないかなと思います。

ただ、今エアコンがないから直ちに転居をということになりますと、転居についても、国のほうで認めるケースというものが具体的に示されておりますので、その要件に合致するというのであれば、転居も可能かなと思っております。個別具体的に判断していかないといけないという部分ですので、一律にできる、できないというのを申し上げるのは難しい部分でございます。

ます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） よく分かりました。恐らくこれから調査が始まって、さっき具体的に口頭陳情の方が言われたケースのように、エアコンがない家にハイリスクの方が日中ずっといらっしゃるといことは非常に危険だと思うんですよ。それは行政も多分同様の意見だと思っています。それもむちゃくちゃ多くはないと思うんですよね。ですから、本当に先ほど個別の事情で、ケース・バイ・ケースで対応していくという部分で、多分対応可能じゃないかと思うんですよ。先ほど転居するケースっていうのは、大体雨漏りがして生活水準が非常に悪いとか、膝とか体を壊して3階、4階に上れないとか、そういったケースだと思うんですけども、そういう本当にリスクのある方で、エアコンのない部屋に日中いなくちゃいけないという状態は、雨漏り以上に非常に危険な状態というか、生活保護の趣旨に反する現状だと思いますので、私はこういった場合で転居を認めても、違法にはならないと思います。当然制度をしっかりと解釈した上での対応になると思いますので、市が国から指摘されるとか、返還を求められるということは多分ないと思いますので、さっき言われたような実態がないように、北九州市内でそういったことで、熱中症で倒れて命を失うということがないように対応をお願いします。国の制度変更というのは時間がかかる問題ですけども、ぜひこの夏において、今からでも対応できるケースについては、今の制度の中でもフル活用して、個別の案件としてすぐにでも対応してもらいたいと要望します。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。

ほかになれば、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

次に、所管事務の調査を行います。

まず、いきいき長寿プランについてを議題といたします。

本日は、しあわせ長寿プランについて、終活における支援の在り方の検討について、報告を兼ね、当局の説明を受けます。長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 しあわせ長寿プランについて、終活における支援の在り方の検討について御説明いたします。

タブレットの資料を御覧ください。最初に1、検討の主旨についてです。

少子・高齢化の進展により、高齢者の独り暮らし、また、認知症の高齢者が増え、今後もさらなる増加が見込まれることに加え、近所付き合いの希薄化などの不安から、終活への関心が全国的に高まっております。

一方、このようなニーズに応える形で、葬儀や納骨、各種届出などのサービスを行う民間事業者が増加していますが、監督官庁や法令などがなく、消費者トラブルが増えていることが問題となっております。国は事業者が留意すべき事項等をまとめたガイドラインを省庁横断で策定するなど、対策を開始したところです。

北九州市においても、こうした背景を踏まえ、誰もが不安を感じることなく、終活の取組を行うことができ、人生の最期まで本人の意思が尊重され、その人らしく暮らし続けていけるための支援が必要と考えております。そのため、終活の現状や課題、市民が望む支援内容等を把握するとともに、これからの終活支援の在り方について検討を行います。

2、内容についてです。検討に当たり、市民及び高齢者の支援に関わる方に、終活の現状や意向などを把握するためのアンケート調査を行います。

当事者としては、市政モニターのほか、社会福祉協議会の終活窓口で相談をされた方や市民センターなどで介護予防プログラムを実践されている方、民生委員など約600名、また、支援者としては、高齢者の支援に携わっているケアマネジャーや病院のソーシャルワーカー、民生委員のほか、終活事務を行っている弁護士や司法書士など約300名を対象として調査を始めさせていただきます。

さらに、葬儀社や不動産事業者、また、死後事務のサービスを行っている民間事業者などには、別途ヒアリングを行う予定としております。

次に、検討会の開催についてでございます。終活支援の取組について幅広く御意見をいただくため、有識者等をメンバーとする検討会を設けたいと考えております。

検討会のメンバーは、高齢者の権利擁護関係の学識経験者や弁護士、司法書士、介護事業者、金融機関、消費生活センター、終活事業を行っている社会福祉協議会などを想定しております。

検討会は、7月から9月の間で3回程度実施し、本市における市民の終活の現状や課題の共有、アンケート調査の分析と市民が求める終活支援策の把握、今後の終活支援の在り方についての検討、そのためのネットワーク形成などの内容を考えております。

この検討会の意見等を踏まえながら、関係機関と連携し、高齢者が安心して相談できる北九州市における終活支援の仕組みについて検討してまいります。

検討結果につきましては、後日、改めて常任委員会で報告させていただきます。

説明は以上でございます。

○委員長（村上直樹君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。

質問、意見はありませんか。白石委員。

○委員（白石一裕君） これも本会議でお伺いしたかったんですけど、検討会をつくられるということはいいことだと思います。意見を踏まえた上で進めていくということで、現場とか様々な関係者の意見をお伺いすることは非常に貴重なことだと思うんですけど、まず市役所自

身がどうあるべきかというのをしっかりして、基本というか骨組みがないと、意見だけを聞いて、そこから組み立てるというのではちょっと遅いかなと思っています。

実際に我々が視察に行った横須賀市では、いろいろと話を伺って、質問をしたときには、個人情報とかの管理が難しいということでしたが、そういうことがあるのであれば、その点をどうクリアするかというのがまず一番大きな課題だろうと思います。

それから、現場の意見は様々あると思いますが、もっと言えば、現場のお世話をしている方もそうなんですけど、むしろ、対象者自身に意見を聞いてもらうっていう機会がないのかなと。独り暮らしで介護予防とかそっちのほうはそっちで大事だと思うんですけど、失礼な言い方をすると、余命幾ばくもないかもしれない、そんなに長くないよねって自分自身で分かっているんだとしたら、このことをちゃんとエンディングノートに書いても、自分がまさかのときには、これを誰にどう伝えるんだらうっていうのを、日頃から相談している方にきちっと伝わってればいいんでしょうけど、そこも伝えにくいとか、プライベートの部分だから聞いても私は預かれませんかというふうな体制があるんだとすれば、そこは物すごく大きな課題だと思うんですよね。そこを市役所がどう考えていくかっていうのが一番大きな課題だと思うので、その点をしっかり入れて、検討会を始めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 今委員がおっしゃられたとおり、私どもも市役所自身がどうあるべきかというところが基本的に大切だと思っております。今例えば井筒屋とかでもそういったコーナーができたとか、民間でもいろいろな取組を始めていらっしゃいます。

それから、市民の方も結構自分で学ばれて、市民センターで皆さんにそういう周知をしたりとか、もちろん社会福祉協議会は既に取組をしていますが、そういう中で、それぞれのあるべき姿というのがあると思いますし、市役所はコーディネートするということも必要だと思いますので、そこはしっかり意見を聞きながら、市役所のあるべき姿をしっかりと持ちながら進めてまいりたいと思っております。

それから、対象者の意見につきましては、アンケート調査の中ではありますけども、600人くらいの方にお聞きしようと思っておりますので、その中できちんと意見を聞いて、生の声を拾いながら進めてまいりたいと考えております。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありますか。荒川委員。

○委員（荒川徹君） 私たちは横須賀市の視察をして、非常に重要な取組だと思いましたが、本会議で白石委員が質問されて、やはりこの問題は改めて重要な問題だと思っているんですけど、今回、こういうふうに検討をされるに当たって、今までも、例えば市の窓口とか、いろんなところに同様の相談とかがあったんじゃないかと思うんですよ。問題がいろいろと絡まりあって複雑なので、この問題はここですよっていうように、なかなか窓口を一本化するっていうのは難しいと思うんですが、今まで市のいろんな窓口で終活についての相談を受けて、どうい

うものがあったのか、何か分析していたり、統計を取っていたりしたことがあれば、今から検討に入っていく上で踏まえるべきことが必要だと思うので、教えていただけませんか。

○委員長（村上直樹君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 終活につきましては、今市役所の中で特別に窓口は設けていないというのが現状でございます。それで、例えば地域包括支援センターとか、区役所の窓口でそういった御相談があったときには、基本的には社会福祉協議会がやっております毎週の相談会を御案内するような形です。

参考までに、社会福祉協議会の相談者数につきましては、令和5年度の実績では人数的には70名くらいで、相談会を始めてから毎年ずっと増えている状況にはございます。昨今の終活に関するテレビなどの報道とか、例えば映画があったりとか、いろんな動きがある中で、実際に私どものほうにも、例えば横須賀市のような登録制度をやらないのかとか、そういったお問合せも数件来ているような状況でございます。

中身につきましては、一人の方がいろんな課題というか、御相談をされるんですけど、やはり納骨、それから、お墓の関係、自分が亡くなった後どうしたらいいのかというところが件数的には一番多いです。あとは家族、親族関係、相続の関係ということで、令和5年度の相談件数を足し上げていくと160件弱くらいというような状況でございます。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 今まで具体的に相談を受けてこられたことについて、それを踏まえた検討も必要だと思うので、これまでの経験をぜひ今後の取組に生かしていただきたいと思いません。以上です。

○委員長（村上直樹君） 山本委員。

○委員（山本眞智子君） 今まで終活に関しては、本当に身寄りのない方からの不安というのをいっぱい聞いてきて、やっとうやっとうして検討会が持たれるというところまでこぎ着けてよかったなって思っているところがございます。本当に私たち団塊の世代っていうのは、子供に迷惑をかけたくないっていうことで、断捨離とか、終活っていう意識が物すごく高くなってきています。その中で、横須賀市にも話を聞きに行ってきましたが、エンディングノートもつくっていただいて、この委員会でも先ほどから意見が出ていますが、かなり意識の高い中で検討会を持っていただけるっていうことです。また、アンケートを取られるので、そこである程度の実態がつかめるのかもしれませんが、検討会のメンバーの中に、身寄りがないというような、その辺の場所にいらっしゃる方もぜひ必要じゃないかって思いますが、どのようにお考えか教えてください。

あと、スケジュールですけども、7月、8月、9月と3回やられて、その後のスケジュール感というのは大体どんな感じになってくるんですかね。3月くらいで何か出てくるんですかね。その辺のスケジュールが分かったら教えてください。

○委員長（村上直樹君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 2点御質問がございました。

まず、検討会のメンバーにつきましては、委員がおっしゃられたように、実際に当事者の方を入れるかということについては検討させてください。いずれにしても、どのような形であれ、そういった声をしっかり取り込んでいきたいと考えております。

それから、7月、8月、9月以降のスケジュールなんですけど、今まではっきりは言えませんが、市役所も予算要求の時期だったりといったこともございますので、なるべくこれを早くまとめて、秋か冬くらいには、ある程度の形を示せたらいいなとは思っておりますけど、今はまだそのような状態でございます。

○委員長（村上直樹君）山本委員。

○委員（山本眞智子君）ありがとうございます。

しっかりといろんなところの意見を聞いて、よりよいものをつくり上げていただきたいなって要望しておきます。ありがとうございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）委員会での発言として適切かどうか分かりませんが、社会福祉協議会に関してですけれども、いのちをつなぐネットワークとか様々な案件で社会福祉協議会を相談者に御案内するんですけど、すっきり解決したためしがないんですね。それは地域包括支援センターですとか、それは保護課じゃないでしょうかとか、社会福祉協議会ももちろん市の外郭団体として大切な団体であるというのは間違いのないと思うんですけども、何か物事に一步踏み込めない理由というのが、法人格の問題なのか、それとも個人情報に触るような部分に関しては市の部署でしっかりしていただいたほうがいいということなのか、そういう協議は進めていただいたほうがいいのではないかなと思います。

横須賀市に視察に行った際に話があったのが、大体社会福祉協議会がエンディングノートをつくり、たくさん葬儀社等の広告が載っているエンディングノートを配って終わるみたいな、そういったお話がありました。せっかく予算を使うのに、そのようなことで、はい、やりましたっていうのは、それが果たして市民の皆さんのためになるのかなというクエスチョンがあります。

もう一つは、御自身で人生の終わりについて、しっかり考えていらっしゃる方っていうのは、ある意味問題ないのかなと思います。独りの方で、どのようにすればいいのかも分からず、ただ日々が過ぎていくみたいな方々に対して、手を差し伸べていけるような体制というのも、ぜひこの検討会の中で協議していただければなと思うんですけども、もちろん横須賀市と北九州市は市の規模も違うので難しい部分もあろうかと思いますが、一步踏み込めるような体制ということについてはどのようにお考えなのか、ちょっと漠然とした質問ですけども、お聞かせいただければと思います。

○委員長（村上直樹君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 私どもも一歩踏み込んだ北九州市らしい取組を検討していきたいとは考えているんですけど、今国もこの独居高齢者の対策というのは非常に重視しております、先ほどの御説明のときにもお話ししました消費者トラブルを防止するためのガイドラインをつくったりとか、終活に関するいろんな試行モデルの事業をやったりとかもしています。それから、6月21日に閣議決定された骨太方針2024の中でも、その辺の取組についてはきちっと記載されておりますので、国としてもかなりこのことを重要視していて、今後動きがあると思っております。直接の回答にはならないかもしれませんが、国の動きはしっかり注視しながら、私どもが今回つくりましたしあわせ長寿プランの中にも、この終活については書き込んでおりますので、しっかり取り組んでまいりたいと考えております。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）恐らく空き家になったときの固定資産税、また、無縁仏になった場合の手續等に関して、そっちの方が市の負担がかかるのではないかなと考えます。ですので、そのようなことにならないために、一歩手前の段階で、そうした方々へのプッシュ型といいますか、一歩踏み込めないかなど。私もまだまだ不勉強ですので、見当違いのことを申し上げているかもしれませんが、そこのところを期待させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君）そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになければ、ここで本日の行政視察の事前研修に関する職員を除き、退室願います。

（執行部入退室）

次に、本委員会の行政視察については、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう、事前研修を行います。

それでは、岡山市のチームオレンジ、認知症サポーター活動促進事業について及び在宅介護総合特区、AAAシティおかやまについて、名古屋市のワクチン接種による後遺症等への対応について、フレイル予防ポイント&見守りアプリについて及び子育て家庭優待カード事業、ぴよかについて、横浜市のこども誰でも通園制度についての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いいたします。認知症支援・介護予防課長。

○認知症支援・介護予防課長 岡山市のチームオレンジ、認知症サポーター活動促進事業について、それと引き続き名古屋市のフレイル予防ポイント&見守りアプリについて説明いたします。

まず、チームオレンジに関する岡山市と北九州市の取組について御説明いたします。

資料を御覧ください。初めに、当初送付させていただいた資料に修正がございます。資料1ページの岡山市と北九州市の認知症支援事業の状況の1行目、地域包括支援センターについて

て、岡山市6か所、11分室となっておりますでしたが、正しくは6か所、10分室でした。申し訳ありませんでした。

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。

まず、岡山市と北九州市の高齢化の状況です。

高齢化率は、岡山市27.1%、北九州市31.5%、認知症高齢者の割合は、岡山市13.7%、北九州市14.5%となっております。

次に、岡山市と北九州市の認知症支援事業の状況です。

左が岡山市、右が北九州市でございます。表の2行目の認知症施策に関して、関係機関と連携した事業の企画調整などを行う認知症地域支援推進員は、岡山市は6名、北九州市は3名でございます。そのうち、研修を受講し、チームオレンジの整備を推進していくための中核的な役割を担うチームオレンジコーディネーターは、岡山市で1名、北九州市で3名となっております。

次に、昨年度の認知症サポーターの養成の数でございますが、北九州市より岡山市のほうが多い状況となっております。

認知症の人とその家族、地域住民、専門職などの誰もが参加できる集う場で、介護事業所や医療機関、家族の会、個人ボランティアなど、様々な実施主体が特徴を持って開催しています。認知症カフェは、北九州市より岡山市のほうが多くなっております。また、岡山市は認知症カフェに対する助成制度を設けております。認知症の困難事例に対応する認知症初期集中支援チームは、岡山市、北九州市とも地域包括支援センターに設置をしているところです。

2ページを御覧ください。

今回のテーマである岡山市と北九州市のチームオレンジの状況です。

チームオレンジの概要については、次の3ページにお示ししておりますが、近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援などを行う取組となっております。

岡山市は、令和4年度から、認知症サポーター活動促進事業としてモデル校区を設置し、令和7年度までに、各福祉区で1つ以上のチームオレンジの活動開始を目標としています。

今回、認知症サポーターキャラバンの特別賞を受賞した岡山市のまじでかいてきあおぞら教室さくら組は、介護予防体操を行っていたサロンに働きかけを行い、チームオレンジに発展した事例となっております。

岡山市では、そのほか、地域の認知症カフェ、短期大学や医療センターなどに働きかけ、チームオレンジが設置されているとのことでした。

一方、北九州市では、令和3年改訂版オレンジプランに、チームオレンジと同様の取組内容について記載を行い、認知症に熱心に取り組んでいる地域に働きかけをスタートしております。

小倉南区の事例として挙げております田原校区は、以前から搜索模擬訓練やサロン活動に大変熱心に取り組んでいたことから、チームオレンジの働きかけを行いました。令和5年2月に、田原校区社会福祉協議会で小地域福祉活動第2次計画の基本目標に、チームオレンジで豊かな暮らしをと設定し、4月からチームオレンジとして活動を開始しております。

北九州市では、岡山市のように一律に進めるのではなく、地域の実情を確認しながら、熱心に取り組んでいる地域や事業所、認知症カフェを支援していくことで、この取組を広げていきたいと考えております。

引き続き、名古屋市のフレイル予防ポイント&見守りアプリに関する取組について御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず、高齢化率ですが、名古屋市は25.1%となっております。

次に、健康寿命でございますが、男性では名古屋市、女性では北九州市のほうが長くなっております。

平均寿命と健康寿命の差、不健康な期間は、北九州市のほうが男女とも短くなっています。

フレイル予防には、社会参加や生きがいがづくりが重要です。そこで、通いの場の状況について次にお示しをしております。

令和4年度の地域における通いの場参加者数は、北九州市のほうが多くなっている状況です。

2ページを御覧ください。

フレイル予防に関して、主な介護予防事業の実績をお示ししています。

名古屋市、北九州市とも、介護予防に関する教室の実施、地域のサロンへの専門職の派遣、助成や地域でフレイル予防活動を行う人材育成を行っているところです。

3ページを御覧ください。

次に、アプリに機能がついております見守り関係の事業についてお示しをしております。

いずれも企業や地域の協力による見守り活動、自宅に設置する通報システム、配食サービスなどによる確認、行方不明になるおそれのある方に対するGPSの活用や、万が一行方不明になったときのメール配信による搜索の協力などを行っているところです。

4ページを御覧ください。

最後に、スマートフォンアプリの比較となっております。

名古屋市のスマートフォンアプリについては、フレイル予防を主な目的としたアプリです。また、歩数が24時間カウントされない場合に、家族などの登録者にメールが送信される見守り機能が搭載されています。

一方、北九州市のアプリについては、ウォーキングの促進を主な目的としております。歩数管理のほか、体重や血圧などの健康管理機能などを搭載しています。名古屋市のような見守り

機能は搭載をしておりません。

なお、いずれのアプリでも、その利用に応じてインセンティブを提供しております。

参考に、5ページにはフレイルについて、6ページにはスマートフォンアプリやセンサー機器などを活用した見守り機器の例についてお示ししておりますので、御覧ください。

また、その後の資料は、名古屋市、北九州市のそれぞれのアプリについて添付をしております。説明は以上です。

すみません、先ほど岡山市の認知症地域支援推進員の数について、岡山市は6人と申し上げましたけれども、8人です。資料のほうが正しいです。申し訳ございません。

○委員長（村上直樹君） 介護保険課長。

○介護保険課長 次に、介護保険課から、岡山市の総合特区における高齢者活躍推進事業、ハタラクについて御説明いたします。

まず、1ページを御覧ください。

北九州市と岡山市の高齢化の状況についての御説明は割愛させていただきます。

次に、2、岡山市の高齢者活躍推進事業について、まず、(1)事業趣旨ですけれども、岡山市は、令和3年4月から、高齢者が要介護状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で生きがいを持って暮らしていけるよう、介護事業所において、就労、社会参加活動が可能となるような取組や啓発活動等を実施しております。

(2)具体的な取組としてのハタラクですが、これは、意欲と能力のある要介護高齢者が、通所介護事業所で介護保険サービスを使いながら、当該介護事業所で、地域を舞台とした就労、社会参加活動を行うものです。

スキームといたしましては、要介護高齢者はハタラクという活動を行っているデイサービスを選ぶということ、デイサービス事業所は、地域の企業などから仕事を獲得するということ、それから、発注元の企業は、デイサービス事業所の利用者である要介護高齢者に謝礼を支払うというものです。

岡山市の取組、役割は、このハタラクを実施するデイサービスをモデル選定し、事業の意義や実施ポイントを関係者間で共有するという役割を負いまして、選定されたモデル事業所の取組を伴走支援する、例えば、地域とのつながりはなかなか事業所は薄いという中で、地域とボランティアのマッチングとか、ボランティア活動とのマッチングとか、そういったものを伴走支援するということで、実績としては、直近の令和5年度でデイサービスの7事業所が選定され、要介護高齢者35人が参加、協力企業等は15法人・団体となっております。

次のページを御覧ください。

3、岡山市における当該事業の特色ですが、岡山市の担当者に聞き取ったところ、(1)運営方法としては、要介護高齢者と介護事業所及び発注企業のマッチングや進行管理などはモデル選定した介護事業所が行っておりまして、市は、先ほどもお話ししたような伴走支援をしながら

ら活動の場を開拓支援しているとのことで、事業の起こりも、介護事業所から市への働きかけであると聞いております。

(2)組織体制と予算内容として、実施体制は、岡山市の医療政策推進課を中心とした保健福祉局内の関係課、それから、社会福祉協議会や地域包括支援センター、これは岡山市が設立した財団法人が運営をするものですが、これらによる体制と聞いております。予算は150万円余りと聞いております。

(3)課題やメリットについて、課題としては、介護事業所単独での就労や社会参加活動の確保がなかなか難しいということ、メリットとしては、高齢者にとって健康の促進や生きがいづくり、介護事業所は自社PRを通じた集客、要介護度の維持・改善や参加企業、発注企業側は社会貢献と自社PRとのことでした。

なお、北九州市において、企業から謝礼を伴う社会参加活動に取り組む介護サービス事業所は見当たらないという認識でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 地域リハビリテーション推進課長。

○地域リハビリテーション推進課長 続いて、岡山市の介護機器貸与モデル事業について御説明いたします。

資料1ページになりますけれども、まず、岡山市の介護機器貸与モデル事業です。

岡山市では、平成26年1月から全国初の事業として、市が指定の介護機器を利用者負担1割に軽減し貸与する介護機器貸与モデル事業を総合特区として実施しております。

1つ目の概要になります。

市内の自宅で生活する要支援・要介護者に、介護保険の福祉用具貸与では利用できない介護機器を1割の利用者負担で貸与するものです。介護機器は、全国からの公募によって選定しており、貸与後は機器の取扱業者から利用実績、実態の報告を受け、その効果を検証した上で、市が国に福祉用具貸与の種目追加等を要望していく流れとなっております。

2つ目の利用方法になります。

市民が貸与窓口の介護機器貸与業者へ利用申請を行い、業者から岡山市へ資格確認を依頼します。岡山市において、利用資格の確認後、業者へ利用決定通知が送られ、市民の機器貸出しが開始される流れとなっております。

3つ目の利用条件になります。

記載のとおり、3つの条件を全て満たすことが必要となっております。

2ページを御覧ください。

4つ目の貸与介護機器でございます。

令和6年度は4機種の貸与を予定しております。

1つ目は、iTSUMO2という機器になります。これは、ふだん履く靴に装着することで、知らない間に外出してしまった場合に、スマートフォンで位置情報を検索できるというも

のでございます。

2つ目は、お薬飲んでね！という機器でありまして、薬を飲む時間になれば、光と音でお知らせし、機器にセットされた薬を飲むように促すものでございます。

3つ目は、メンタルコミュニケーションロボットパロであります。パロは本物の動物と同じように、人と触れ合うことができるよう、触ったりだっこするなどによって表情やしぐさが変化したり、鳴き声を出すなどの機能を持つロボットでございます。

4つ目は、パワーアシストグローブと言いまして、手の力が弱い方が物をつかんだり操作する動作を空気の力で補助するものでございます。

5つ目の実績です。

事業開始当初の平成26年度は、貸与機器が6種類、貸与件数は延べ134人となっております。直近の令和4年度になりますと、貸与機器が5種類、貸与件数は延べ942人となっております。

6つ目のその他の留意点でございます。

1つ目の丸、本事業は、介護保険制度とは別の仕組みで実施しておりますので、要介護度に定められている区分支給限度額には含まれないといったことでございます。

2つ目の丸、ケアマネジャーが作成するケアプランへの記載は必須ではありませんが、担当のケアマネジャーと相談の上、利用されることを勧めております。

3つ目の丸、市の総合特区事業の一環として行うため、効果検証を行い国に報告するための調査研究の協力をお願いしております。

3ページを御覧ください。

次に、北九州市の取組について御説明いたします。

北九州市では、岡山市のように介護機器貸与に特化した事業ではありませんけれども、介護実習・普及センターを平成11年10月に開設しまして、当事者・家族及び医療・介護従事者に対して、福祉用具や介護方法等に関する相談支援を実施してきました。

1つ目の概要であります。

指定管理者は社会福祉法人北九州市福祉事業団、職員7名体制で運営してございます。

2つ目の業務内容・実績であります。

展示品は現在、1,200点ほどございます。内訳ですけれども、介護保険関連が約300点、障害福祉関連が約100点、制度対象外の用具が約800点となっております。

福祉用具・介護に関する相談支援の状況ですが、令和5年度の利用者数は1万937人であり、相談件数は2,863件、相談件数のうち訪問が264件となっております。また、研修・講座については、令和5年度に93回開催してございます。

4ページを御覧いただきたいと思っております。

次の福祉用具の貸出しについてでございます。利用者が適切に福祉用具を利用できるよう

に、医療・介護従事者からの相談に職員がアドバイスを行うとともに、必要に応じて、利用者が試用するための貸出しを無料で行っております。

貸出しの実績ですが、令和5年度は1,270件となっております。

参考として、先端介護機器の貸出し例を載せております。左から、右の軟骨を振動させて音を伝える軟骨伝導集音器、続いて、視線入力で行うコミュニケーション機器、最後に坂道でも楽に安全に動けるロボットアシストウオーカーです。説明は以上です。

○委員長（村上直樹君） 新型コロナウイルスワクチン接種担当課長。

○新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 ワクチン接種による後遺症等への対応につきまして、新型コロナウイルスワクチン接種の名古屋市及び北九州市の取組を御説明します。

タブレットの1ページ目を御覧ください。

1、名古屋市の取組についてです。

名古屋市では、他の政令市では実施していない独自の取組として、長期的な副反応、接種後おおむね2週間以上経過しても継続している症状の相談窓口の設置及び健康被害救済制度申請者への費用支給を行っております。

まずは、長期的な副反応相談についてです。

令和4年3月25日から、専用の電話相談窓口を設置し、看護師が長期的な副反応が疑われる市民の相談等に応じています。

対応方法といたしましては、相談者に、協力医療機関の受診及び健康被害救済制度の手続などの案内を行っております。

相談件数は、令和6年3月31日までで5,521件、予算額は、令和5年度1,954万7,000円、令和6年度が671万5,000円です。

次に、健康被害救済制度申請者への費用支給についてです。

令和5年4月から、国の予防接種健康被害救済制度の申請を行った市民に対し、医療費の自己負担の一部及び申請に要した文書費用を支給しています。

利用者は、令和5年度177人、予算額は、令和5年度830万円、令和6年度が225万6,000円となっております。

タブレットの2ページ目を御覧ください。

2、北九州市の取組についてです。

北九州市では、市民からの副反応などの相談につきましては、これまで市及び県が設置した相談窓口にて対応してまいりました。令和6年4月からは、健康危機管理課にて、市民からの相談に応じています。

北九州市設置の相談窓口といたしましては、コールセンターや各区役所相談窓口を設置し、副反応などの相談対応、市医師会がまとめた副反応対応医療機関の紹介及び健康被害救済制度の案内などを行ってきました。

福岡県設置の相談窓口では、専用ダイヤルで長期的な副反応の相談を含め、薬剤師がワクチンの副反応の対応に関するアドバイスを行うなど、専門的な相談に対応してきました。

3、これまでの新型コロナワクチン接種の状況についてです。

延べ接種者数は、名古屋市が709万6,527人、北九州市が325万4,280人となっています。

令和5年度の副反応相談件数は、名古屋市が484件、北九州市は136件です。

健康被害救済制度の国への延べ進達件数は、名古屋市が174件、北九州市が110件となっております。

タブレットの3ページ目を御覧ください。

参考までに、名古屋市の長期的な副反応相談体制の概要を添付しております。

タブレットの4ページ目を御覧ください。

厚生労働省が作成しました健康被害救済制度のリーフレットを添付しております。説明は以上です。

○委員長（村上直樹君） 総務企画課長。

○総務企画課長 それでは、名古屋市が取り組みます子育て家庭優待カード事業、ぴよかについて御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

ぴよかとは、名古屋市在住で18歳未満の子供のいる家庭、妊婦の方も含みますが、協賛店にこのぴよかを提示することで、割引などの特典を受けることができる事業でございます。

下の表にも記載しておりますが、平成19年10月から事業を開始し、現在、2,494店舗が加盟をしており、例えば飲食店やスーパーでの料金割引などの特典がございます。

また、愛知県でも、愛知県内在住で18歳未満の子供のいる家庭、こちらも妊婦の方を含みますが、このような家庭を対象に、はぐみんカードという同様の事業を実施しているところでございます。

次に、国が進めます子育て支援パスポート事業について説明いたします。

国におきましては、子育て世帯に優しい社会の実現のため、平成28年4月から、各都道府県と協力いたしまして、子育て支援パスポート事業の強化に取り組んでおります。同事業につきましても、基本的には県単位で実施をしており、現在、47都道府県で相互利用が可能となっております。

次に、福岡県が取り組みます子育て応援パスポート事業について説明いたします。

福岡県では、平成18年5月から、県内在住で18歳未満の子供がいる家庭を対象に、割引などの特典が受けられる子育て応援パスポート事業を実施しております。現在、県内2,663店舗が加盟しており、そのうち北九州市内では447店舗が加盟しております。パスポートによる特典例といたしまして、映画館やドラッグストアでの割引などもあります。先ほど御紹介いたしました国の取組により、福岡県が発行するパスポートを所持していれば、全国の相互利用可能施

設で特典が受けられます。

資料2 ページを御覧ください。

次に、北九州市が取り組む類似の事業について御説明いたします。

1つ目は、わらべの日についてです。

わらべの日とは、子供と積極的に触れ合うために、子育て中の親、職場、地域など、市民全体が子育てに協力する日として、毎月第2日曜日を設定し、平成18年4月から運用をしております。

わらべの日では、中学生以下の子供を連れた家族や団体が、協力施設や協力店舗などを利用すると、例えばいのちのたび博物館では常設展の入館料が無料、子どもの館では記念品プレゼントなどの各種サービスが受けられ、現在、221店舗が加盟しております。協賛店につきましては、お店にわらべの日のステッカーが貼られているほか、わらべの日のホームページでも確認できるようになっております。

また、市民への周知として、子どもの館、子育てふれあい交流プラザ、各区役所でのポスターの掲示やホームページでの情報発信を行っております。

わらべの日は、毎月第2日曜日という特定の日を設定したものであるため、先ほどから説明しているカードやパスポートなどは必要ございません。市民に限らず、基本的には年齢等の要件を満たした方が特典を受けられます。

次に、こども文化パスポート事業について説明いたします。

こちらは、例年、教育委員会で行っております事業でございますが、子供たちが、地域の文化、歴史、自然に接することにより豊かな心を育むとともに、親子の触れ合う機会を増やすことを目的とした事業でございます。

夏休み期間を中心に、北九州市及び下関市など、近隣自治体の文化施設をはじめとする様々な施設に無料や割引で入場できるなどの特典が受けられます。

パスポートにつきましては、学校などを通じて子供たちに配布をしております。以上で説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） こども施設企画課長。

○こども施設企画課長 それでは続きまして、こども誰でも通園制度試行事業について御説明いたします。

資料3 ページを御覧ください。

初めに、1、事業概要についてです。

この制度は、国が令和8年度に全国で展開することを考えているもので、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援の強化が必要とされている中、保育所、幼稚園等に通っていない市内に居住するゼロ歳6か月から満3歳未満の児童を対象に、保護者の就労

の有無を問わず、時間単位で預かりを行うものです。

続きまして、2、事業比較についてです。

今回の試行事業は、北九州市、横浜市両市とも国基準どおりで実施する予定です。

まず、北九州市の内容について御説明いたします。表の左部分を御覧ください。

利用時間は月10時間まで、利用料金は1時間300円です。なお、表下の米印1に記載のとおり、収入等の世帯の状況により減免制度があります。

施設数については14で、施設類型は、保育所、幼稚園、認定こども園となっております。

申込期間は、原則7月1日から7月10日までとしております。表下の米印2に記載のとおり、申込期間を過ぎても、施設の空き状況に応じて受付を行う予定としております。

受入れ開始は8月1日以降としております。なお、一部の施設では9月1日以降の受入れとなる予定です。

利用方法は、施設の受入れ体制等に配慮し、利用する曜日や時間などを固定せずに、柔軟に利用できる方法、自由利用としております。

次に、横浜市について御説明します。

表の右側の欄を御覧ください。

利用時間及び利用料金については北九州市と同じ内容となっております。

施設数は13となっております。施設類型は、保育所、幼稚園、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点となっております。

申込期間につきましては、施設ごとに順次開始されると聞いております。

また、受入れ開始については、北九州市と同じ内容となっております。

利用方法についてですが、横浜市では、利用する曜日や時間などを固定し、定期的な利用としております。横浜市は令和5年度に国のモデル事業として実施をされたと聞いておりまして、そのときの実施方法を継続する予定とお聞きしております。

続きまして、資料の下段、参考といたしまして、都市データの比較を記載しております。推計人口、対象児童数を北九州市、横浜市に分けて記載しております。

以上でこども誰でも通園制度試行事業の説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） 説明ありがとうございました。

ただいまの説明は、行政視察のための事前研修ですので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思います。当局は、答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いいたします。

なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。それでは、質問はありませんか。

なければ、以上で行政視察の事前研修を終わります。

なお、視察終了後に、本委員会において、視察内容について委員間で意見交換を行い、所管

事務の調査の委員会報告書に反映させていく予定ですので、よろしくお願いたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

ここで、本日の報告に係る職員を除き、退室願います。

(執行部入退室)

次に、保健福祉局から、特定施設入居者生活介護、未来型介護モデル施設に係る実施事業者公募の実施について及び介護実習・普及センター等の再編・機能強化について報告を受けます。先進的介護システム推進室次長。

○先進的介護システム推進室次長 本日は、6月20日の市長定例会見において発表しました未来の介護大作戦第1弾のうち、特定施設入居者生活介護、未来型介護モデル施設の整備に係る事業者の公募及び介護実習・普及センター等の再編・機能強化、テクノケア北九州の開設について御説明いたします。

まず、特定施設入居者生活介護、未来型介護モデル施設に係る実施事業者の公募について御説明いたします。

お手元のタブレットに送付しております資料を御覧ください。

1、公募の趣旨でございますが、委員の皆様も御承知のとおり、私どもはこれまで介護人材不足への対応のため、テクノロジーを活用した業務改善手法、北九州モデルを構築し、その普及に取り組んできたところでございます。

そのような中、国は第9期介護保険事業支援計画の基本指針案において、介護現場の生産性の向上のため、発信力のあるモデル施設・事業所を地域で育成し、周辺に取組を伝ばさせていくなど、自治体が主導し、地域全体で取組を推進していく必要があるとしており、介護現場の生産性向上の取組の地域全体への波及を求めています。

こうした状況を踏まえ、先進的介護北九州モデルの構築・普及促進に取り組む中で培ったノウハウや先進テクノロジーへの対応、データを利活用できる人材育成など、地域全体に還元し、介護現場の生産性向上を進めることを目的に、未来型介護モデル施設を公募にて整備いたします。

2、公募施設ですが、公募する施設は、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホーム1施設で、定員の上限は80名です。募集圏域は北九州市内全域でございます。

3、特徴的な機能要件と提案イメージについてですが、公募施設は、モデル施設として、通常の施設整備の審査基準に加えて、4つの特徴的な要件を追加しております。

1つ目は、革新的な運営。継続した業務改善による業務の省力化、職種に応じた最適な業務スタイルの確立、間接的な業務への介護助手の活用など、革新的な施設運営に関する提案を期待しています。

2つ目は、先進テクノロジー。利用者の快適性や介護職員の作業の効率化・身体的負担軽減に寄与する介護ロボットやICT機器の積極的な活用を期待しています。

3つ目は、人材育成。テクノロジーの活用を前提とした職員教育や、データやAI等の活用による科学的介護を実践できる専門人材の育成など、先進的な取組を支える人材育成に関する提案を期待しています。

4つ目は、発信力。効率的な施設運用のノウハウや業務改善手法に関する情報発信、地域の事業所を対象とした研修会や人材育成講座の開催など、モデル施設として情報を発信し、その取組を効果的に地域へ波及する提案を期待しています。

4、整備事業者の選定についてですが、整備事業者については、市内外を問わず公募するとともに、学識経験者や福祉関係者などの有識者で構成される未来型介護モデル施設審査委員会を設置し、専門的な検討を行った上で事業者を選定いたします。

5、整備支援についてですが、市として特段の補助金はありませんが、施設開設準備経費については、県の介護施設等の施設開設準備経費支援事業の活用が可能です。

6、本市との連携についてですが、整備事業者の決定後は、北九州市との間で未来型介護モデル施設の役割と取組内容を明文化した協定を締結し、地域全体の介護現場の生産性向上につながる取組について、着実な遂行をフォローアップしてまいります。

最後に、7、スケジュールですが、募集期間は、令和6年7月1日から8月30日までとなっております。締切り後は、審査委員会による書類審査やヒアリング、専門的な検討を経て、12月に整備事業者を決定、公表する予定でございます。事業者の決定後は、建築関係の手続や介護保険法に基づく指定申請などの準備を進め、令和8年4月1日までには事業を開始する予定となっております。

以上で特定施設入居者生活介護、未来型介護モデル施設に係る実施事業者の公募に関する説明を終わります。

○委員長（村上直樹君） 地域リハビリテーション推進課長。

○地域リハビリテーション推進課長 続いて、介護実習・普及センター等の再編・機能強化について御説明を申し上げます。

タブレット端末1ページを御覧ください。

1、目的になります。

今後、本市ではさらなる高齢化の進展が見込まれる中、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく活動的な生活ができる限り続けられるよう、福祉用具や介護技術の相談支援を行う介護実習・普及センターを再編し、在宅生活を支える専門支援拠点として機能強化を図るものでございます。

2、ねらいになります。

1つ目の丸、在宅生活を支える専門支援拠点として機能強化を図ることで、在宅生活における自立度、介護力のさらなる向上を図ります。

2つ目の丸、生活に身近な福祉用具から介護ロボット、ICT機器などの先端介護機器の普

及促進を図ることにより、当事者やその家族の生活の質を高めていきます。

3、再編対象でございます。

福祉用具や介護技術の相談支援を行う介護実習・普及センターと介護ロボットの相談や導入支援を行う介護ロボット等導入支援・普及促進センターの2施設、それから、高齢者排泄総合相談事業を再編しまして機能強化を図ります。

4、機能強化の概要になります。

再編に当たり、事前に関係団体と意見交換を行い、参考意見をいただいております。

再編に伴い愛称名を変更いたしまして、仮称ではございますが、テクノケア北九州ラクなケアといたしました。なお、ラクなケアの部分については、キャッチフレーズとして用いていきたいと考えてございます。

主な見直しポイントが4点ございます。

1つ目ですが、現在の展示では種類ごとにまとめておりますけれども、今後、ダイニング、リビング、寝室などの生活場面に合わせた展示を取り入れ、具体的な利用をイメージできるようにいたします。

2つ目ですが、リハ専門職や介護福祉士に加えまして、新たに社会福祉士、看護師を配置し、市民からの多様な相談に対してワンストップで対応していきます。

3つ目ですが、リハ専門職などにより訪問支援を拡充し、在宅生活を支える支援拠点として強化していきます。

4つ目、最後になりますが、介護知識から福祉用具や介護ロボット、ICT機器等の介護テクノロジーまで、研修・講座の充実を図ってまいります。

5、スケジュールです。

引き続き指定管理者制度による運営といたしますので、今年の7月頃に次期指定管理者の公募を行う予定でございます。その後、議会の議決を経て、指定管理者を指定し、令和7年4月から、新たな指定管理者による運営を開始いたします。

また、運営を行いながら、施設の改装に着手しまして、夏頃に新たにオープンする予定でございます。

タブレット端末2ページを御覧ください。

参考資料になります。現在の介護実習・普及センターの概要となります。

次のページ以降は、介護ロボット等導入支援・普及促進センター及び高齢者排泄総合相談事業の概要となります。時間の関係上、説明は割愛させていただきたいと思っております。説明は以上になります。

○委員長（村上直樹君） ただいまの報告に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。質問、意見はありませんか。荒川委員。

○委員（荒川徹君）まず、特定施設入居者生活介護の関係ですが、これは1事業者を公募するという事なんですけども、応募する事業者の要件というのはあるんですかね。

また、今回80人が定員上限ということですが、この介護付有料老人ホームの整備目標というものはあるんですかね。

それから、ここに利用者として入居される方の要件、例えば要介護度が幾つ以上とか、要支援以上とか、その辺があるのかっていうのを教えてください。

○委員長（村上直樹君）先進的介護システム推進室次長。

○先進的介護システム推進室次長 公募に関する条件でございますけども、通常の施設整備の条件と変わりません。通常の特設施設入居者生活介護の公募を市がやるときの条件と変わりません。

それから、利用者の要介護度でございますけども、これは介護専用型ということで、要介護1以上の方が対象となります。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）整備目標というものはあるんですかね。現状と整備目標があるのであれば教えてください。

○委員長（村上直樹君）介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 特設施設の整備目標についてですが、今期計画においては、128床を整備する予定でございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）事業者の応募要件のところ、整備については補助金はなしということなんです。完全に事業者の手持ちでやらないといけないということなんですかね。

○委員長（村上直樹君）先進的介護システム推進室次長。

○先進的介護システム推進室次長 今委員からお話があったとおりで、補助金は考えておりません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）荒川委員。

○委員（荒川徹君）かなりかかるんでしょ。この5,848万円という開設準備経費というのが何に当たるか分かりませんが、とてもこれじゃあできませんよね。できないし、これは整備のお金じゃないんでしょ。ということは、かなりそういう資金力を持っていないと難しいということじゃないんですかね。市の整備補助金はないけど、国の制度があるとか、県の制度があるとか、そういうことも全くないんですか。

○委員長（村上直樹君）先進的介護システム推進室次長。

○先進的介護システム推進室次長 施設整備について、この特設施設入居者生活介護に関しては、通常の整備でも国の補助等はございません。

ただ、県の開設支援補助が、1床当たり73万1,000円ありまして、今回は80床を上限として

おりますので、80床で考えますと5,848万円程度の補助金が出ることとなります。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 未来の介護大作戦と銘打って、これは第1弾と言われたんですかね。未来の介護大作戦はいいんですけども、今、介護事業所はどこも人材不足、それから、訪問介護事業所は報酬改定で大変厳しいと言われていていますよね。こういう、例えば新たな介護ロボットを利用したり、ICTとかAIとかを使って介護の質を上げたり、効率化していったりというのは必要なことだと思いますけども、一方で、これまで頑張ってきたところが非常に厳しい状況になっているんですが、その動向はどうなんでしょうか。

○委員長（村上直樹君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 委員もおっしゃられるとおり、介護事業所の厳しい状況は認識しております。本市としてもこれまで介護事業者に寄り添った丁寧な支援等を行ってきておりますので、今後も事業所の状況等の確認を行いながら、丁寧な対応を行っていきたいと考えております。以上です。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 分かりました。ただ、この間、私たちが行ったアンケートでも、もう人手がないので年度末をもって廃業するというのが幾つもありましたけど、最近の新たに開設するところと廃業したところの数とかは把握されていますかね。介護ニーズがこれからますます高まっていくという認識でしょ。担っている事業所をとにかく支援していきまうことなんだけど、その動向をしっかりと見ながら、必要な支援をやっていく必要があると思うので、現状についての認識をお尋ねしておきたいと思います。

○委員長（村上直樹君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 4月時点の各介護サービス事業者の新規と廃止の増減の比較がございます。1年前と比較しますと、全てのサービス事業所で17事業所減っているという事実はございますが、現在のところ、大きく減っているという認識はございません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） トータルで17事業所減っているんですか。

○委員長（村上直樹君） 介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 令和5年4月と比較しますとトータルで17事業所減ってございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 荒川委員。

○委員（荒川徹君） 事業所の種類によって特徴がありますか。減っているところと増えているところ、差引きマイナス17ということですかね。

○**委員長（村上直樹君）** 介護サービス担当課長。

○**介護サービス担当課長** 例えばですが、訪問介護事業所になりますと、前年と比較しますと、4月時点で12事業所減っておりますが、訪問看護事業所になりますと20事業所増えているというところもございます。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** 全体で17事業所減っている。訪問介護事業所が減り、訪問看護事業所が増えていると。ほかに減っているところがあるんですかね。

○**委員長（村上直樹君）** 介護サービス担当課長。

○**介護サービス担当課長** 例えば、ケアマネジャー、居宅介護支援事業所が6事業所減っております。この2件、先ほど言いました訪問介護事業所と居宅介護支援事業所の廃止の割合が多いと考えております。以上でございます。

○**委員長（村上直樹君）** 荒川委員。

○**委員（荒川徹君）** アンケートの中でも、居宅介護支援事業所の大変厳しい状況についてもかなりの意見が来ておりましたので、とにかく現状に寄り添って、介護事業が全体として前に進んでいくような、実効力のある支援対策を取る必要があると思いますので、ぜひ今後の動向を見ながら、また、現場の声もしっかり聞きながら対応していただきたいと思います。以上です。

○**委員長（村上直樹君）** そのほか質問、意見はありますか。金子委員。

○**委員（金子秀一君）** 特定施設入居者生活介護に係る事業者公募の実施についてということで、私は、先日放映されましたニュースブリッジ北九州で、北九州市の介護の状況を拝見させていただきました。本当に地道に進められていることについて、心から敬意を表させていただきますと思います。

直接関係ないかもしれませんが、昨日、障害をお持ちの方から、この介護ロボットの技術というのは、介護だけじゃなく、障害者施設でもできないのかっていうことで、今日、委員会があるならぜひ聞いてくださいというメールが来まして、その方向性とかを教えていただければなと思います。

○**委員長（村上直樹君）** 先進的介護システム推進室次長。

○**先進的介護システム推進室次長** 今委員から御質問がありましたけど、実は昨年度から私どもで介護ロボットマスター育成講習という、介護ロボット、ICT、センサー等の活用をする人材を育成するための講習会なんですけども、これに関して、障害者の事業所にも広く案内をさせていただいています。

昨年度が初めてだったということで、実績としては、225の事業所に御案内させていただいて、5施設、延べ23名がマスター講習に参加されたという状況でございます。これは今年度も引き続き御案内させていただいておりますので、恐らく昨年度よりは増えるかなと思っています。

す。

あと、ロボットの関係ですが、今日、障害の部署の関係者がおらず恐縮なんですけれども、障害の分野でも、ロボットテクノロジーの普及促進というような事業は国も進めているところでございます。

また、市としても、こういった先進的介護の取組でやってきたノウハウというものは、障害者の事業所、施設でも使えるというのは当然あるかと思しますので、そういったノウハウとは随時御提供させていただきながら、障害者部門とも連携しながら進めていきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）金子委員。

○委員（金子秀一君）ありがとうございます。よろしく願いいたします。以上です。

○委員長（村上直樹君）12時になりましたけど、継続していいですね。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）先ほど荒川委員の質問の中で、事業所の増減の動態の説明がありましたよね。増えたところもあるし、減ったところもある、トータルで差引き17ぐらい増えているというような説明がありましたよね。

そして、もう一つの特徴として、訪問看護ステーションが20か所ぐらい増えているというような説明がありましたけど、それは事実ですか。

○委員長（村上直樹君）介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 すいません、前年と比較しまして、トータルのサービス事業者で17減っているということでございます。全事業所において、増えているのではなくて、減っているということでございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）全事業所でという意味ですか。

○委員長（村上直樹君）介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 全事業所で、昨年の4月と比較しますと17事業所減っているということです。訪問看護事業所に関しましては、昨年の4月と比較いたしまして20事業所増えているという状況でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）訪問看護事業所が増えているという意味。

○委員長（村上直樹君）介護サービス担当課長。

○介護サービス担当課長 そうです、全事業所トータルでは17事業所減っているということでございます。すいません。以上でございます。

○委員長（村上直樹君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）後で確認します。

○委員長（村上直樹君）井上委員。

○委員（井上しんご君） お伺いします。まず、新しい介護付有料老人ホームの公募の件について伺います。

ここに今回の提案のイメージということで、革新的な運営、先進テクノロジー、人材育成、発信力、こういったことをベースに募集するということですが、これまでこの委員会でも議論してきた介護現場における課題としては、働く人たちのいわゆる3Kと言われているような苛酷な労働環境の改善、また、収入が非常に少なく、それをいかに増やすかと、そして、そういったロボットとかテクノロジーの導入によって、介護を受ける方も介護する職員の方も非常に快適に、負担なくできるという、そういった部分での議論だったと思います。

しかし、ここではそういった、本当にいい介護ですね、待遇をよくしてということになれば、その分利用者の負担とか、また、場合によっては行政の負担という形になっていくと思うんですよ。福岡市の大濠公園の周りにはすごい立派な施設ができていますけど、補助金だけでも何千万円と払って、それはすごいサービスだと思うんですよ。しかし、そういったことはスタンダードになり得ないと思うんです。そういった選択としてはいいと思うんですけども、じゃあ、北九州市としてテクノロジーを導入するということであれば、利用者の負担も軽減しながら、少ない年金でもいいサービスを受けられる、働く人たちの収入を増やしていくという、三方よしになるような形の施設として、これから北九州モデルとして打ち出すんだったらそれだけの施設となってほしいと思うんですが、位置づけがここに書いていませんので、この点について見解を聞かせてください。

それと、福祉用具プラザの再編の件でお伺いいたします。

これまでの成り立ちとしては、いろいろと名称変更されてきたということですが、当初の施設としては、福祉用具を展示して、利用して、ああ、これいいなという形、展示室的な機能だったと思うんですけども、精華大学の方たちが施設に来られたりして、今後は北九州モデルとしてやっていこうということです。これに関しては非常にいいと思うんですけども、ここでは研究開発拠点というか、そういう位置づけも必要だと思うんですよね。ロボットとかICTとか、そういった先進技術を使うけれど、職員体制は、医療の専門の方とか、介護福祉士の方という形で、ロボットとかの機器を生かせるような、そういった技術者の配置がないのかなと感じました。

そこで、展示して、利用してもらって、課題があれば、その場ですぐ修正して、また、新しい製品に生かしていくというか、同じようにTOTOや安川電機のミュージアムもありますけど、あそこには研究開発拠点がある。ただ展示だけのミュージアムだけじゃなくて、そこでいろいろとフィードバックして、研究に生かしていくという、だからこそ価値があると思うんです。北九州市がこれからこういった部分で、他の国々がまねしたくなるような発信をしていくということであれば、そういった技術者の輩出であるとか、場合によってはFAISを通じた大学との連携、精華大学がただ見学に来ましたじゃなくて、そこから北九州市内の大学と

か、技術系大学とも連携しながら、何かつくっていくとか、そういった一歩踏み込んだ対応が必要だと思うんですが、この点について見解を聞かせてください。以上です。

○委員長（村上直樹君） 先進的介護システム推進室次長。

○先進的介護システム推進室次長 まず、今回の公募施設の位置づけといった御質問だったと思いますので、お答えします。

まず、委員御承知のとおり、私どものこの北九州モデルという業務改善は、職員の方の負担軽減、それから、介護現場の生産性向上を目的として、令和3年度から毎年度5施設ずつ導入支援をしているところでございます。今回公募するモデル施設でございますけれども、この北九州モデルをつくり上げてくる中で、我々が培ってきたノウハウとか、先進テクノロジーへの対応の仕方、そういったものを見える化し、地域に還元することでその普及を加速させていきたいと、地域全体の介護現場の生産性向上を図っていきたいということで、そのためのけん引役としての役割を担うことを期待しているところでございます。

そのため、事業者決定後、市と協定を結んで、市としても着実にその役割というのを明文化した上で、進捗に関してはしっかりフォローアップしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（村上直樹君） 地域リハビリテーション推進課長。

○地域リハビリテーション推進課長 研究開発について御質問をいただきました。

御承知のとおり、これから介護の現場において様々な先端技術をどんどん取り上げていくようになると考えております。このような技術を生活の場面に生かしていくためには、委員御指摘のように、大学や企業と連携しまして、ニーズの把握とか事例検討、それから、機器の効果的な活用について、一緒に協議しながら取組を進めていくことが必要と考えてございます。

なお、連携の可能性について、幾つかの大学にお聞きしたんですけれども、前向きな回答をいただいておりますので、今後、話合いの場を設けていきたいと考えておりますので、そのような場から、例えば開発につながるようなニーズ、シーズのマッチング事例も出てくるということをご期待しておりますので、その辺りから進めていくことを想定してございます。以上になります。

○委員長（村上直樹君） 井上委員。

○委員（井上しんご君） 分かりました。

施設公募については、給与面も含めた待遇改善と職場環境の改善、そして、事業者の方においてはサービス向上と利用者の負担を上げ過ぎない、低減していくという部分も中心にして、これがスタンダードとして広がっていけるような仕組みになっていってほしいと要望します。

それと、新しい福祉用具プラザの開設については、精華大学など、中国が注目しているという点では、中国は非常に商売の得意な国でもありますので、こういう部分で非常にこれからは

こういった時代になっていくということを見越していると思うんですよね。ですから、そういったトップの大学が来ていると思うんですけども。北九州市は国内でも高齢化が先駆けて進んでいると、だからこそ、今後、ここでいいものをつくって、これが場合によっては、国内または世界の基準になるかもしれないというような、そういった気概だと思うんですよね。ですから、利用者にとっても、働く人にとっても、また、いろんなICT、テクノロジーにとっても、どっちにとってもいいような形になるように、今回いろんな技術の導入も含めてぜひ検討してもらえたらと思います。以上です。

○委員長（村上直樹君） そのほか質問、意見はありませんか。

ほかになければ、本日は以上で閉会いたします。

保健福祉委員会 委員長 村上直樹 ㊟